

議案第 1 2 5 号

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の
制定について

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を次の
ように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、町水道事業に関し、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき布設工事監督者(同項の業務を行う者をいう。以下同じ。)を配置する水道の布設工事を、同条第 2 項の規定に基づき布設工事監督者の資格を定めるとともに、法第 19 条第 3 項の規定に基づき水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 10 項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 条)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めた後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18

年勅令第 36 号) による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 2 年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程若しくは学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号) 第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第 1 号中「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 2 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 か月以上」と、同項第 3 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 か月以上」と、同項 4 号中「7 年以上」とあるのは「3 年 6 か月」と、同項 5 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 6 号中「第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上」とあるのは「第 1 号の卒業生にあつては 6 か月以上」と、「2 年以上」とあるのは「1 年以上」と、同項第 7 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と、同項第 8 号中「1 年以上」とあるのは「6 か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、

農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の規定を修了した者

- 2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは、「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。